成年後見登記に関する証明書の申請について(お知らせ)

1 成年後見登記に関する登記事項証明書及び登記されていない ことの証明書を申請されるお客様へ

埼玉県内ではさいたま地方法務局(本局)戸籍課の窓口(下記地図参照)のみで取り扱いをしております。法務局の各支局・出張所では証明書を取得できませんので御留意下さい(ただし、各支局・出張所でも証明書交付申請用紙の配布はしております。)。

<u>なお、郵送による申請は東京法務局後見登録課(™ 03-5213-1360)で行って</u>います。



さいたま地方法務局(本局)戸籍課 さいたま市中央区下落合5丁目12番1号 電話048-851-1000(代表)

(交通: J R 埼京線与野本町駅下車 徒歩8分)

2 申請書・委任状等の様式

【申請書・委任状の様式】→ 成年後見登記に関する登記事項証明書 → こちらへ → 登記されていないことの証明書 → こちらへ